

平成22年度実施施策に係るモニタリング

(文部科学省22-8-1)

施策目標	原子力安全対策、核物質の防護及び環境放射能の把握					
施策の概要	原子力の研究開発利用活動による災害を防止し、公共の安全を確保するための安全規制を行う。また、原子力艦寄港に伴う環境中の放射性物質の動向等の調査を行い、放射線レベルを把握する。 (※商業用発電炉における安全規制は経済産業省が担当。文部科学省は主に試験研究炉の安全規制を担当。)					
達成目標及び測定指標	達成目標(1)	原子炉等規制法に基づく安全規制により試験研究炉、核燃料物質等に係る災害の発生を防止する。 ※安全規制の成果は、当該年度のみで確認できるものではなく、原子力施設が廃止されるまでの間、継続的な取組(審査、検査等)により総合的に確保されるものであり、ある一定期間(複数年)を設け当該期間の初年度を基準年度、最終年度を達成年度と設定することは必ずしも適切とはいえない。このような状況であって政策評価期間を設定するならば毎年度が基準年度であり同時に達成年度でもあるとして、単年度で評価することが適当と考える。				
	測定指標	基準値 ○年度	実績値(進捗状況) 20年度 21年度 22年度			目標値 毎年度
	原子力災害の発生件数(原子力災害対策特別措置法第2条第1号に定めるもの)	—	0件	0件	0件	0件
	年度ごとの目標値		0件	0件	0件	
	達成目標(2)	原子炉等規制法に基づく安全規制により核燃料物質を盗取・妨害破壊行為から防護する。 ※核燃料物質の防護の成果は、当該年度のみで確認できるものではなく、当該物質を取り扱う期間全体をとおした継続的な取組(認可、確認等)により総合的に確保されるものであり、ある一定期間(複数年)を設け当該期間の初年度を基準年度、最終年度を達成年度と設定することは必ずしも適切とはいえない。このような状況であって政策評価期間を設定するならば毎年度が基準年度であり同時に達成年度でもあるとして、単年度で評価することが適当と考える。				
	測定指標	基準値 ○年度	実績値(進捗状況) 20年度 21年度 22年度			目標値 毎年度
	核燃料物質に係る防護を破る盗取件数	—	0件	0件	0件	0件
	年度ごとの目標値		0件	0件	0件	
	核燃料物質に係る防護を破る妨害破壊行為件数	—	0件	0件	0件	0件
	年度ごとの目標値		0件	0件	0件	
	達成目標(3)	国民の安全・安心に資するため原子力艦寄港に伴う環境中の放射性物質の動向等の調査を行い、放射線レベルを把握する。 ※なお、我が国への原子力艦寄港は日米安全保障条約に基づくものであり、当該年度のみで終わるものではないことから、ある一定期間(複数年)を設け当該期間の初年度を基準年度、最終年度を達成年度と設定することは適切とはいえない。このような状況であって政策評価期間を設定するならば毎年度が基準年度であり同時に達成年度でもあるとして、単年度で評価することが適当と考える。				
	測定指標	基準値 ○年度	実績値(進捗状況) 20年度 21年度 22年度			目標値 毎年度
	原子力艦寄港に伴う放射性物質の動向調査未達成回数	—	0件	0件	0件	0件
	年度ごとの目標値		0件	0件	0件	
	施策の予算額・執行額等 上段:単独施策に対応する経費 下段:複数施策に対応する経費	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
予算の状況 (千円)		当初予算	4,848,930 <0>	1,544,776 <0>	1,386,631 <0>	6,071,933 <0>
		補正予算	△32,851 <0>	0 <0>	15,085,620 <0>	
		繰越し等	0 <0>	△225 <0>		
		合計	4,816,079 <0>	1,544,551 <0>		
執行額(千円)	4,603,080 <0>	1,476,586 <0>				

	名称	年月日	関係部分(抜粋)
施策に関する 内閣の重要政策	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	昭和32年	第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行うことを目的とする。
	合衆国原子力潜水艦の寄港問題について	昭和39年	3. なお、政府が同国原子力潜水艦の寄港を認める場合には、環境の安全を確保するため、政府において次の措置をとるべきである。 (1)あらかじめ寄港地についてバックグラウンドの測定等必要な環境調査を行うこと。 (2)停泊水域および原子力潜水艦が停泊中はその近傍における放射能のモニタリングを行うこと。 (3)必要に応じわが国近海の放射能を調査すること。
有識者会議での指摘事項			
指標に用いたデータ・資料等	「原子力災害の発生件数」(作成: 文部科学省)(各年度末公表) 「原子力艦調査不能回数」(作成: 文部科学省)(各年度末公表)		
主管課(課長名)	科学技術・学術政策局原子力安全課(明野 吉成)		
関係局課(課長名)	科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室(吉田九二三)、同防災環境対策室(田村 厚雄)		